

# 即位・大嘗祭違憲訴訟

## 原告になって下さい、 裁判を支えて下さい。

### 違憲の天皇「代替わり」儀式に NO の声を！

❖ 来年、2019年4月30日に天皇が生前退位し、5月1日に皇太子が新天皇として即位することになっています。この日、「三種の神器」などの受け渡しの儀式がなされ、新天皇が「三種の長」に対して即位を宣言する儀式が行なわれます。また秋には、10月22日に「高御座」に立って内外に即位を宣言する儀式とパレードと宴会が行なわれます。また、11月14日から15日にかけて、天皇の「霊」を受け継ぐ「皇室祭祀の儀式「大嘗祭」が行なわれます。これらはすべて「国事行為」または「皇室行事」として、国の予算を投じておこなわれるものです。

❖ 天皇の「代替わり儀式」は、これに付随してたくさんなされますが、私たちは、一連の儀式が、憲法の「政教分離原則」「主権在民原則」からみて、多くの問題をはらんでおり、これに対する税金の支出は明らかな違憲の行為であると考え、国を相手どり、一連の儀式に対する税金の支出に対する差し止め請求と、違憲確認を求める訴訟を、東京地裁にたいしておこすことを決意しました。詳しくは、次ページの文章をお読み下さい。

❖ 私たちは、全国の皆さんに、ぜひこの裁判に、原告として、あるいは支援者として加わって下さるよう、呼びかけます。原告になって下さる方には、右の注意書きを、よくお読み下さるようお願いいたします。

### 即大違憲訴訟の会・立ち上げ集会

日時\* 11月9日(金) 19時開始

場所\* 文京シビックセンター 4F・シルバーホール  
東京メトロ後楽園・都営地下鉄春日駅下車1分  
JR水道橋駅下車10分

内容\* 「代替わり」儀式の問題点、1990年即大訴訟の経験から、ほか

### 原告になるには

❖ この訴訟は、日本全国どこにお住まいの方でも原告になれます。被告は、「国」です。原告になるには、この用紙についている代理人弁護士への委任状を、提出する必要があります。

#### ❖ 委任状については、以下の点にご注意下さい。

- ・委任状に、日付・住所・お名前をご記入ください。
- ・押印場所はお名前の後ろと欄外捨て印（「印」とある場所）の2か所です。捨て印がないと無効になります。また、シャチハタ印は不可です。
- ・本訴訟は「納税者訴訟」です。原告が納税者であることの証明が必要です。納税を証明する書類を、委任状の裏の枠内に、必ず貼付して下さい。なおこの書類は、源泉徴収票などに限らず、買い物の際に発行されるような、消費税額が明記されたレシート類で構いません。

❖ 以上記載したものを、下記の住所までお送り下さい。  
**第1次締め切りは、2018年11月30日(金)です。**

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-9-8 南佐久間ビル 2F  
むさん法律事務所気付  
即大違憲訴訟の会（準備会）宛て

❖ 原告になっていただけの方は、訴訟費用として、年間会費として3,000円(1口)をご入金下さい。(支援会員も会費同額で募集します)

\*郵便振替口座

00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)



即位・大嘗祭違憲訴訟の会（準備会）

e-mail : sokudai@mail.zhizhi.net

# 「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟を呼びかけます。

私たちは、天皇の「生前代替わり」に際して、私たちの税金を憲法に違反する諸行事に使わないよう、公費支出差し止め訴訟を起こしたいと思えます。

2019年に天皇が退位し、皇太子が即位するということが言われています。

2016年の天皇の「ビデオメッセージ」に始まった「退位」騒ぎは、2017年6月16日に次のような「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」という「法律」を作りました。

「この法律は、天皇陛下が、昭和六十四〔1989〕年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること……」

不気味な条文です。法律名では「天皇」となっているものが、条文の中では「天皇陛下」と「天皇」に書き分けられています。人間明仁を指すときに「天皇陛下」、制度上の役割を示すときには「天皇」としているかのようにですが、法律なのに敬語が満載されてもいます。

日本国憲法が規定している国事行為以外の天皇の行為は、憲法原理からは認められるものではありません。「象徴としての公的な御活動」なぞ、憲法上、存在しえないのです。それどころか、天皇は憲法が定めた特別の公務員として「憲法を尊重し擁護する義務を負」います（日本国憲法第99条）。

天皇は憲法上、世襲の「象徴」とされていますが、ある天皇から、次の天皇が天皇となるための手続きは何も書かれていません。しかし、昭和天皇死去（現天皇就任）の際の1990年には、「即位の礼・大嘗祭」が123億円という膨大な税金をかけて行なわれました。皇室典範には「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う」とありますが、即位の礼の内容についての定めもなく、大嘗祭は、記載すらありません。実際

に行なわれた即位礼と大嘗祭をふくむ一連の諸儀式は、政教分離・主権在民原則の憲法原理に反するものであり、このときにおこされた訴訟で大阪高裁は、「違憲の疑い」を明確に判示しました。

そもそも、「すべて皇室財産は、国に属」するもの（日本国憲法第88条）であり、その財産も、天皇が日常的に使っている経費も、もともと私たちの税金です。

私たちは、天皇の生前代替わりに際して、このような憲法違反の行為に税金支出をさせないよう、公費支出差し止め訴訟（納税者訴訟）としてこれを問う裁判を起こしたいと思えます。消費物資を購入している人であれば、みな消費税という形で納税しています。違法な税金支出に異議を唱えることは、納税者の権利であり主権者としての義務です。多くの方の参加を願います。

2018年10月1日

## 【呼びかけ人（50音順）】

石川逸子（詩人）  
鷓飼哲（フランス文学・思想研究者）  
小倉利丸（元大学教員・現代社会論）  
木村眞昭（真宗僧侶）  
小林緑（国立音楽大学名誉教授）  
桜井大子（女性と天皇制研究会）  
佐野通夫（大学教員・教育学）  
菅原龍憲（真宗僧侶）  
辻子実（安倍靖国参拝違憲訴訟原告）  
関千枝子（ジャーナリスト）  
関谷興仁（作陶家）  
菱木政晴（靖国合祀イヤです・アジアネットワーク）  
星出卓也（日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会委員長）

# 訴 訟 委 任 状

受任者	別紙代理人弁護士目録のとおり	
受任者住所	別紙代理人弁護士目録のとおり	
事 件	相手方	国
	官庁その他	東京地方裁判所
	事件名	即位・大嘗祭違憲確認等請求事件
委 任 事 項	上記事件に関する下記の事項	
	1 訴訟行為、参加、強制執行、保全手続き、弁済金物の受領 2 民事訴訟法第 55 条 2 項に定める行為（反訴の提起、訴えの取り下げ、和解、請求の放棄・ 認諾、脱退、控訴・上告・上告受理の申立て・抗告又はこれらの取下げ、民事訴訟法 360 条（第 367 条第 2 項及び第 378 条第 2 項において準用する場合も含む）の規定に よる異議の取下げ、その取下げについての同意、代理人の選任） 3 債権届、債権者集会及び債権調査期日への出席、議決権行使ほか債権者としての権利 行使 4 担保保証の供託、同取消決定の申立、同取消に対する同意、同取消決定に対する抗告 権の放棄、権利行使催告の申立 5 供託書還付請求、供託物及び利息利札の払渡請求並びに受領、保管金納入及び受領	
委 任 者	上記のとおり委任します。	
	年 月 日  住所： 〒  委任者  (ふりがな) 氏名： 印	

印

(切り取り)